

別表第五号の九 非常局の無線設備の機能試験の免除申請書の様式(第43条の3第1項関係)
(総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

非常局の無線設備の機能試験の免除申請書

年 月 日

(何)総合通信局長 殿(注1)

無線局運用規則第9条ただし書の規定により、非常局の無線設備の機能試験の免除を求めたいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請者(注2)

住 所	都道府県—市区町村コード〔 〕
	〒(—)
氏名又は名称及び代 表者氏名	フリガナ
法人番号	

2 非常局の無線設備の機能試験の免除に関する事項(注3)

① 識別信号	
② 免許の番号	
③ 免除を求める理由	

3 申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注1 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2 1の欄は、次によること。

- (1) 住所の欄は、日本産業規格JIS X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード(以下この別表において「都道府県コード」という。)、郵便番号並びに住所(申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地)を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
- (2) 申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
- (3) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載

すること。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(4) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

(5) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

3 2の欄は、次によること。

(1) ①の欄は、現に免許を受けている無線局に指定されている識別信号を記載すること。

(2) ②の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。

(3) ③の欄は、非常局の無線設備の機能試験の免除を求める理由を記載すること。

4 申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの(書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの)とする。

5 申請書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。